

令和3年度 有田市住宅耐震改修事業のご案内

来るべき大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要となります。
是非この機会にご活用下さい！



ちょっと心配じゃない？ まずは **耐震診断** してみましょう

◎住宅の耐震診断

《木造住宅耐震診断》 市から委託した耐震診断士が無料で診断します。

《非木造住宅耐震診断》 耐震診断に要する費用の一部を補助します。

補助額の内容		補助対象の条件			
木造住宅	個人負担なし	平成12年5月31日以前に着工	在来軸組構法 伝統的構法	併用住宅の場合、延べ床面積の1/2以上が居住用	地上階数が2以下かつ延べ面積が200㎡以下
非木造住宅	診断費用の2/3 (限度額) 89,000円	昭和56年5月31日以前に着工	—	—	—

★耐震診断の結果、耐震改修が必要な場合は、以下の補助事業が活用できます。

安心して暮らせるように

◎耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施（現地建替え含む）

住宅耐震化に係る設計と改修工事を一体的に支援する総合支援メニューを実施しています。

補助額の内容		(耐震診断を受けていること)
住宅	(限度額) 1,166,000円	【①】耐震改修工事に要する経費の2/5 (限度額:500,000円) 【②】耐震改修工事に要する経費の3/5+設計費 (限度額:666,000円) 【①】+【②】= 合計最大で1,166,000円

【補助例】耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施

・設計20万円+改修100万円の場合（合計120万円）

【①】100万円×2/5=40万円

【②】100万円×3/5+20万円=80万円 ⇨ 限度額66万6千円

【①】40万円 + 【②】66万6千円 = 106.6万円

設計+改修

国40万円 + 県33.3万円 + 市33.3万円

補助率 約88.8%

0

個人負担額 **13.4万円**

補助金 **106.6万円**

120 (万円)

令和3年度から「代理受領制度」の利用が可能となりました。

「代理受領制度」とは、補助対象事業の申請者から委任を受けた耐震改修工事を施工した者（設計費用及び建替えを除く）が補助対象事業の申請者にかわって補助金の請求及び受領を行うことができる制度です。くわしくは裏面連絡先へお問い合わせください。

裏面へつづく

○耐震ベッド・耐震シェルター

地震による住宅の倒壊から、最低限『命』だけは守るために耐震改修工事より安価で、安全な空間を確保できる耐震ベッド・耐震シェルターの設置費用の一部を補助します。

補助額の内容		補助対象の条件	
木造住宅	購入・設置費用の2/3 (限度額) 266,000円	耐震診断を受け ていること	・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満 ・木造住宅の1階に設置 ※予算の額を超える場合、高齢者(65歳以上) 又は障害者が居住する住宅を優先します。

※耐震ベッド・耐震シェルターは和歌山県が認定した製品に限ります。また、本体以外のもので対象にならないものもあります。くわしくは下記連絡先へお問い合わせください。

補助メニュー	募集件数
木造住宅耐震診断	10件
非木造住宅耐震診断	1件
耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施	7件
耐震ベッド・耐震シェルター	1件

※申請受付は先着順とします。また、補助金は予算の範囲内となります。
※募集件数は、申し込み状況により増減する場合があります。

■申請受付期間 : 5月6日～12月28日【土日祝は除く】

- ※耐震ベッド・耐震シェルター：高齢者・障害者が居住する住宅の優先受付は5月28日まで
- ※有田市住宅リフォーム工事費補助金を併用する場合の優先受付は5月28日まで
- ※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施及び耐震ベッド・耐震シェルター、非木造住宅耐震診断を申請される場合は、申請時に補助金交付申請書へ添付していただく書類が必要となります。添付書類につきましては下記連絡先へお問合せください。

補助対象者	①当該住宅を所有し、又は居住し、若しくは居住する予定の者
	②上記の者で、市税の滞納がない者
	※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施を行おうとする者は、過去に本要綱による耐震補強設計を行うための補助金の交付を受けていないこと

(ご注意)

本補助事業は、補助金の交付決定前に着手(業者との契約を含む)したものは補助対象外となります。また補助金の支払いには、まずは申請者から業者への支払いをしていただく必要があります。工事完了報告書類として、請求書、領収書などの写しを提出していただきます。工事完了報告は、令和4年2月28日までに提出下さい。

【連絡先・申請受付場所】

有田市役所 経済建設部 都市整備課 公共建築係 (市役所3階)
TEL:0737-22-3619

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください!

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001032.html>

令和3年度

不良空家等除却補助事業のご案内



有田市では、地域の防災、防犯等、周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を促進し、市民の安全・安心で良好な住環境の向上を図るため除却費用の一部を補助する制度を実施しています。

★老朽化した空き家を所有しているが維持管理に困っている…

★空き家が原因で近隣に迷惑をかけている… など

～ 空き家で困っている方は、是非この機会にご活用ください！～

**補助金
上限80万円**

■ 申請受付期間：5月12日（水）8：30～【土日祝は除く】

■ 申請受付場所：有田市役所3階 都市整備課 公共建築係

■ 募集予定棟数：不良空家 …… 15棟 程度 ※不良空家：不良度評点100以上

老朽危険空家 …… 50棟 程度 ※老朽危険空家：不良度評点60以上100未満

※補助金交付申請書提出順。予算がなくなり次第締め切ります。

1. 補助の対象となる空き家

- ① 概ね年間を通して住宅として使用実績がない空き家
- ② 専用住宅、併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されていたもの）、長屋、アパート
- ③ 個人が所有する空き家
- ④ 空き家の不良度の測定基準の評点が60以上（市担当者の現地調査による） など…

2. 補助金の額

- 国が定める標準除却費または除却工事費のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じた額で80万円が限度 ※家財道具、塀、樹木などの撤去処分費は補助対象外

3. 補助対象者（申請者）

- 空き家の所有者または相続人、または左記の者より除却について同意を得た者
- 市税の滞納がないこと など…

4. 補助対象工事

- 建設業法の許可又は解体工事業登録を受けた有田市内の建設業者が請負う工事
 - 補助対象となる空き家の敷地内に存する全ての工作物を除却すること など…
- ※補助金の交付を決定する前に、契約・工事着手したものは補助対象外

5. 固定資産税の課税標準の特例措置

空き家の解体に伴い、固定資産税の住宅用地の特例措置は適用除外となりますが、本事業を活用すれば、特例措置と同様の減免制度が最長で5年度分受けられる場合があります。

6. 補助金の代理受領制度

代理受領とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。申請者は補助金相当額を除いた工事費を用意すればよいので支払額の負担が軽減されます。

なお、空家等対策の推進に関する特別措置法の『特定空家等』に指定されると、本補助金だけでなく、固定資産税の住宅用地の特例制度も適用対象外となります。

まずは、
現地調査から！

補助金交付申請には、不良空家等の認定を受けている事が条件となります。

空き家の現地調査及び認定申請は、年間を通して受け付けていますのでお気軽にご連絡ください！

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！

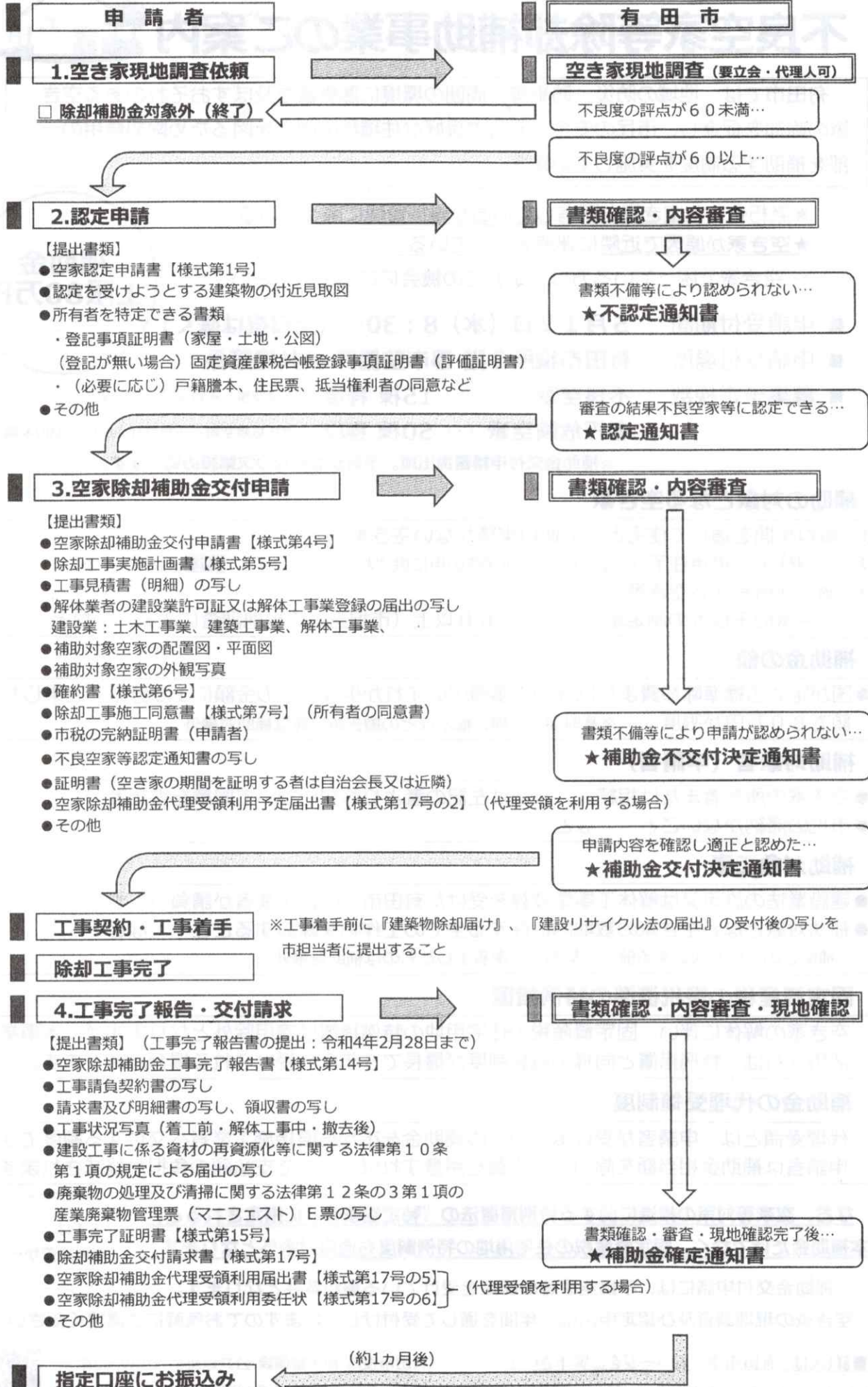
<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001036.html>

有田市役所 都市整備課 公共建築係（市役所3階）

電話：0737-22-3619（直通）



◇ 補助金交付申請等の流れ ◇



有田市では、市民が安心して住み続けられる住まいづくりの一環として、市内業者を活用しリフォーム工事をされる方に対し、その経費の一部を補助する制度を実施します。

最大20万円の補助が受けられます！（50名程度）

補助対象工事費（消費税を除く）の20%【上限20万円】

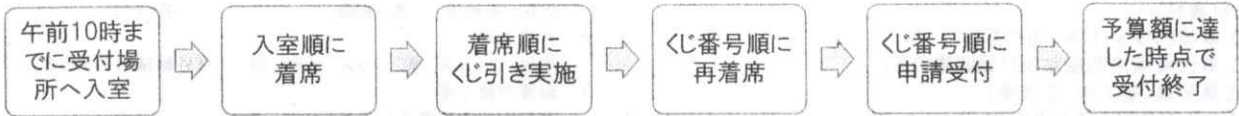
※「補助金交付申請書類」がない場合、受付できませんのでご注意ください。

申請受付日時： 6月13日（日） 午前10時（受付番号のくじ引き）

申請受付場所： 有田市役所 3階 第1・2・3会議室

重要

申請受付の初日のみ、午前10時に受付場所において受付番号のくじ引きを行います。午前10時までに、ご入室されない場合は、くじ引き後の最後尾となりますので、ご注意ください。※午前10時以降の抽選後の最後尾へのご入室は、午前11時までとさせていただきます。



- 令和2年度までに有田市木造住宅耐震診断を受けられた方で、令和3年度に住宅耐震改修事業を実施される方は、本補助金制度を優先して受付ます。（最大3件、受付期間：5月6日～5月28日）
- 過去に本補助制度を受けてリフォーム工事を行った住宅は補助対象外です。（判明した場合は、補助金を取り消します。）
- 申請書のみ提出など明らかに書類に不備がある場合や、工事業者による申請は受付いたしません。
- 本補助制度は、受付初日で終了する場合がございますので、ご了承ください。（終了次第、ホームページに掲載いたします。）
- 予算額に達した時点で受付は終了となりますので、ご了承ください。（最後の申請者は、予算の範囲内での補助金額となります。）
- 予算に残額があれば、6月14日（月）以降【土日祝除く】午前8時30分から午後5時15分まで、有田市役所庁舎3階 都市整備課 公共建築係 で受付いたします。 ※交付申請書提出順です。

◇補助対象者◇

次に掲げる条件をすべて満たす方が申請出来ます

- 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- 持ち家住宅の場合、所有者もしくはその親族。
- 借家等の場合、賃借を受けている方、もしくはその親族。
- ご家族を含め、暴力団員等でない方。
※ここで「親族」とは、配偶者並びに一親等内の血族及び姻族とします。
※所有者本人以外の方の申請は、所有者の同意が必要です。

◇補助対象工事◇

次に掲げるすべてを満たす工事

- 市内に事務所などがある法人や、市内に住所を有する個人事業者において、1年以上継続して営んでいる施工業者が実施すること。
- 補助対象となる工事費（消費税を除く）が10万円以上であること。
- 補助金の交付決定後に契約、着工し、令和4年2月28日までに工事完了報告書の提出が出来る工事であること。
- ※市が実施する「高齢者居宅改修補助事業」「住宅耐震改修事業」など他の補助制度利用の場合は、その対象額を補助対象工事費から除きます。

◇補助率・補助限度額◇

- 補助対象工事に要した費用（消費税を除く）の20%に相当する額で上限は20万円とする。
（千円未満の端数は切捨てとします。）

◇補助対象住宅◇

- 市内の住宅
店舗等併用住宅の場合は、住宅部分のみ対象。
- 市内マンション、集合住宅、借家
マンション、集合住宅は専有部分とし、所有者の同意が必要です。
- 継続的に居住する住宅

◇その他◇

- 補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助対象となりません。
- 補助金の交付申請は、一戸の住宅につき1回限りです。

◇申請等に必要書類◇

補助金交付申請

●補助金交付申請書【様式第1号】

《添付書類》

- 1 住宅の位置図
- 2 リフォーム工事の見積書の写し(内訳明細付き)
- 3 リフォーム工事着工前の現況を明らかにする写真
- 4 リフォーム工事の内容を明らかにする図面(対象箇所を明示)
- 5 施工業者を確認できる書類【施工業者要件証明書】
- 6 申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有の場合は同意書
- 7 評価証明及び戸籍の請求に係る同意書
- 8 債権者登録申請書(既に登録のある方は不要です)
- 9 暴力団排除誓約書
- 10 申請者の市税完納証明書(有田市役所税務課)
- 11 その他市長が必要と認めるもの

事業完了報告

●補助事業完了報告書【様式第5号】

《添付書類》

- 1 工事契約書又は請け書の写し
- 2 工事代金請求明細書及び領収書の写し
- 3 工事写真(施工中・完成後)
- 4 その他市長が必要と認めるもの

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用する方は、補助対象工事費からその金額を除きます。

- ①有田市高齢者居宅改修補助事業(介護保険係)
- ②有田市住宅耐震改修事業(建築住宅係)
- ③有田市移住推進空き家活用補助事業(まちづくり係)
- ④その他(雪害などによる損害保険等による補償など)

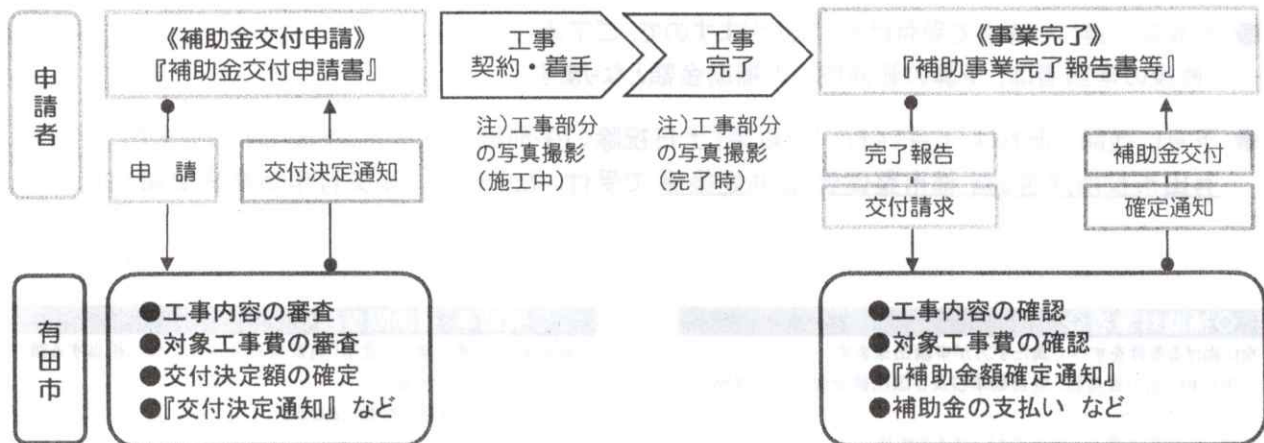
◇補助対象工事等の一例◇

凡例) ○:補助対象 ×:補助対象外 △:条件により補助対象

対象リフォーム等の内容	
○	瓦の修理、屋根の葺替、屋根塗装、防水、雨どい修理
○	外壁材張り替え、タイル、外壁塗装、左官、大工工事
○	床張替え、壁クロス貼替え、手すり、段差解消
○	システムキッチン、風呂、洋式便器、ウォシュレット、洗面化粧台、エコキュートなどの設置工事
○	天井、壁、床の断熱、防音工事
○	サッシ、ドア、窓ガラスなどの設置工事
○	間取り変更工事
○	襖、障子の張替え、畳の表替え・取替え工事
○	造り付け家具の新設、補修
○	住宅リフォームに伴う電気設備工事 照明器具、コンセントやスイッチ取付け、配線工事など
○	住宅リフォームに伴う機械設備工事 配管工事、換気扇、給湯設備機器の設置など
×	新築、増築、改築、解体工事
×	住居部分以外の工事 店舗、事務所、車庫、物置、ウッドデッキ、カーポートなど
×	外構工事 門扉、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、屋外給排水工事など
×	耐震改修工事 有田市住宅耐震改修等事業をご活用下さい
×	合併浄化槽工事 有田市合併浄化槽設置整備事業補助金をご活用下さい
×	造園工事、植栽、剪定、花壇、芝張り工事など
×	家電製品購入及び備品 冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、その他移動可能な電化製品、カーテン、ブラインド、家具、食器棚など
×	リフォーム以外の工事など シロアリ駆除、防蟻処理、インターネットなどの配線工事 アンテナ、ハウスクリーニング、排水管清掃、下水道への接続工事、太陽光発電システム、図面・書類作成費など
△	その他(個別審査による)

※上記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

◇補助事業申請の流れ◇



★補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

<申込先・お問合わせ先>

有田市役所 経済建設部 都市整備課 公共建築係(有田市役所3階)

住 所 : 有田市箕島50番地

電話番号 : 0737-83-1111(代表) (内線369) 0737-22-3619(直通)

「申請書」のダウンロードや詳細情報は、有田市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001033.html>

「申請書」は、市役所3階都市整備課でも配布しています。





令和 3年 4月21日



◆◆◆ 水土里ネット有田川からのお知らせ ◆◆◆

◇令和3年度 田植え水の通水日程等

水土里ネット有田川

水系名	通水開始	土用干し(予定)	落とし水(予定)
吉備井関係	6月 1日	—————	9月23日
宮原井関係	6月 1日	7月13日 ~ 7月18日	9月23日
糸我井関係	6月 1日	7月15日 ~ 7月20日	9月 5日
保田井関係	6月 1日	7月22日 ~ 7月27日	9月23日
宮崎地区	6月 1日	7月13日 ~ 7月22日	9月13日

ご注意を！

通水が始まりますと普段は流れていない農業用水路に多くの水が流れます。ご注意ください。

◇土地改良施設の持つ多面的機能

用排水路などに代表される土地改良施設は、農作物の生産に利用されるだけでなく、土壌保全、地下水のかん養、治水をはじめ、親水空間の創出、景観の保全などの役割を果たしています。また、排水路は地域の排水としても広く利用されています。

◇土地改良区(水土里ネット)とは？

土地改良区は、土地改良法に基づき定められた公的な法人で、全国に約7千箇所あり、我が国の食料生産に欠かせない農地や水路などの整備を行い、かんがい排水を行うとともに、それら施設の維持管理等、地域農業の生産基盤を支える団体です。

※農薬を使用される皆様へ※

近年、当土地改良区管内において、水路又は側溝等への残農薬の排水等により魚類の大量死が発生しております。残農薬を水路等に捨てるなどの行為は行わない様に調合量を当初から計算し、スプリンクラー施設にて散布を行う際は、水路等に飛散しない様角度の調整・確認をお願い致します。

**水路は地域の財産です。
周辺の環境美化にご協力を！**

水土里ネットは土地改良区の愛称です。

水土里ネット有田川(有田川土地改良区)

TEL0737-88-7551・FAX0737-88-7552



【裏面もご参照ください】

◆◆◆◆◆◆◆ この様な時には届出を ◆◆◆◆◆◆◆

[組合員資格の変更や農地を移動した場合]

『組合員資格得喪通知書』の提出を！

1. 農地の全部又は一部を売買・貸借・交換・贈与したとき
2. 組合員が亡くなられたとき、経営を移譲をしたとき
3. 農業者年金(経営移譲年金)を受けようとするとき
4. 住所を変更したとき

※ 土地改良区の土地台帳の面積・組合員の変更は、公共機関(法務局・市町村・農業委員会)等に農地の転用の変更手続をしても、ご本人が直接土地改良区への届出をして頂かなければ変更はされません。

従って届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので、ご注意ください。

〰〰〰〰〰〰〰 〰〰〰〰〰〰〰〰〰 〰〰〰〰〰〰〰

[農地を転用する場合]

『農地転用についての申出書』・『地区除外申請書』の提出を！

1. 農地を転用するとき(宅地・道路等にするとき)

※ この様な場合は、転用組合員と転用関係者連名で『農地転用についての申出書』と併せて『地区除外申請書』を提出してください。

※ 水田並びに転換畑を転用する場合、農地転用地区除外決済金と手数料が必要となります。

また、畑地かんがい施設加入地については、畑灌維持費決済金と別途畑地かんがい施設脱退修正工事費が必要となります。

『移動報告書』の提出を！

1. 公共事業等(道路改修・河川改修等)で農地が買収されたとき

※ 公共事業等での買収であっても、ご本人が直接土地改良区への届出をして頂かなければ変更はされません。

〰〰〰〰〰〰〰 〰〰〰〰〰〰〰〰〰 〰〰〰〰〰〰〰

[土地改良施設を使用、又は利用したい場合]

『浄化槽排水放流水路使用許可申請書』の提出を！

1. 合併浄化槽処理排水の放流について、当土地改良区管内の土地改良施設である排水路を使用したいとき

※ この様な場合は、上記申請書を土地改良区に提出してください。

※ 浄化槽排水放流水路使用料並びに手数料が必要となります。

『土地改良施設利用許可申請書』の提出を！

1. 土地改良施設(用水路等)を架橋進入路等で利用したいとき

※ この様な場合は、上記申請書を土地改良区に提出してください。

※ 利用料並びに手数料が必要となります。

◆◆◆◆◆◆◆ ◆◆◆◆◆◆◆ ◆◆◆◆◆◆◆

**水土里ネット有田川〔有田川土地改良区〕では、農地の貸し借りの橋渡しを
させて頂いています。(農地中間管理事業の窓口)**

農地の貸し借りをお考えの方はお気軽にお問い合わせ下さい。

◆◆◆◆◆◆◆ ◆◆◆◆◆◆◆ ◆◆◆◆◆◆◆